

令和 2 年度

岡山県内部統制評価報告書審査意見書

岡山県 監査委員

岡 監 発 第 90 号

令和3年11月10日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県監査委員 柳 田 哲

岡山県監査委員 市 村 仁

岡山県監査委員 浅 間 義 正

岡山県監査委員 飛 山 美 保

## 令和2年度岡山県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和2年度岡山県内部統制評価報告書について、岡山県監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠して審査を行った結果、次のとおり意見書を提出します。

# 令和2年度 岡山県内部統制評価報告書審査意見書

## 第1 監査等の種類

内部統制評価報告書の審査

## 第2 審査の対象

令和2年度岡山県内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 第3 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、岡山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものとする。

### （1）評価手続の適否

- ・評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。
- ・評価対象事務について不足なく評価されているか。
- ・評価項目に対応する内部統制の整備・運用状況が適切に把握されているか。
- ・評価が形骸化していないか。

### （2）評価結果の適否

- ・把握すべき不備に漏れはないか。
- ・把握した不備が、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- ・把握された整備上の重大な不備は、評価基準日までに正しく是正されているか。
- ・評価結果において、不備として把握されていないもので、整備上及び運用上の重大な不備に該当するものはないか。

## 第4 審査の実施内容

評価報告書について、岡山県知事から報告を受け、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 第5 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められる。

## 第6 備考

評価報告書によるとリスク発生防止策の運用において不備があるとされ、定期監査においても運用上の不備が認められたことから、岡山県内部統制基本方針に掲げる「業務の効率的かつ効果的な遂行」「財務報告等の信頼性の確保」「業務に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の4つの目的について職員の意識徹底を図るとともに、内部統制の重要性に対する認識を高め、モニタリングの強化や重大な不備等の判断基準の可能な限りの明確化など制度の充実に取り組んでいただきたい。